

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>浦安市みどりの条例</u></p> <p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、市、<u>市民及び事業者</u>が一体となつて、<u>みどりの創出、育成及び保全を推進することにより、まち全体のみどりの充実及び質の向上を図り、みどりでつながるまちを実現する</u>ことを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>みどり 樹木、いけがき、草花等の植物並びに樹林地、草地、水辺地等の自然的環境を有する土地及び空間をいう。</u></p> <p>(2) <u>市民 市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。</u></p> <p>（責務）</p> <p><b>第3条</b> 市長は、<u>第1条</u>の目的を達成するため、市が管理する公園、<u>緑地</u>、道路、学校その他の公共用地の緑化に努めるとともに、みどりの<u>保全</u>と緑化の推進に関する総合的な施策を講じなければならない。</p> <p>2 <u>市民</u>は、自己の<u>所有し、又は管理する土地の緑化及びその適正な管理</u>に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。</p> <p>3 <u>事業者</u>は、良好な環境が確保されるよう自ら緑化の措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。</p> <p>（市民及び事業者との連携協力）</p> <p><b>第4条</b> <u>市、市民及び事業者は、第1条の目的を達成するため、適切な役割分担の下、連携協力を図るものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>浦安市みどりを育てる条例</u></p> <p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、市と住民が一体となつて、<u>積極的にみどり（樹木をいう。）を育成し、その保護に努力し、良好な市街地の環境を整え、「緑あふれる海浜都市」の建設を図る</u>ことを目的とする。</p> <p>（責務）</p> <p><b>第2条</b> 市長は、<u>前条</u>の目的を達成するため、市が管理する公園、道路、学校その他の公共用地の緑化に努めるとともに、みどりの<u>保護</u>と緑化の推進に関する総合的な施策を講じなければならない。</p> <p>2 <u>住民</u>は、自己の<u>所有又は管理する土地の緑化</u>に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。</p> <p>3 <u>工場、事業所等を経営する者は、良好な環境が確保されるよう自ら緑化の措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。</u></p> <p>4 <u>開発行為者は、その事業活動に当たつて、みどりの保護と緑化の推進のため、別に定める基準により、適切な措置を講ずるものとする。</u></p>

(下線の部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>(調査、研究及び知識の普及)</p> <p><b>第5条</b> 市長は、みどりの<u>保全</u>と緑化の推進に関し、総合的な調査及び研究を行い、<u>市民</u>等の自主的な緑化活動に資するとともに、知識の普及に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、みどりの<u>保全</u>と緑化の推進に必要な技術的指導及び助言をすることができる。</p> <p><u>(市の木及び市の花)</u></p> <p><b>第6条</b> 市の木は「<u>イチョウ</u>」とし、市の花は「<u>ツツジ</u>」とする。 (保存樹木の指定)</p> <p><b>第7条</b> 省略 (指定の解除)</p> <p><b>第8条</b> 省略 (所有者の変更等の場合の届出)</p> <p><b>第9条</b> 省略 (緑化強調運動)</p> <p><b>第10条</b> 市長は、<u>第1条の目的を達成する</u>ため、毎年緑化強調月間を定め、各種行事を行うものとする。 (助成)</p> <p><b>第11条</b> 市長は、みどりの<u>保全と緑化</u>の推進のため、次の各号に掲げる事項について、予算の範囲内で必要な助成をすることができる。 (1)～(3) 省略 (委任)</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年9月1日から施行する。</u></p>	<p>(調査、研究及び知識の普及)</p> <p><b>第3条</b> 市長は、みどりの<u>保護</u>と緑化の推進に関し、総合的な調査及び研究を行い、<u>住民</u>等の自主的な緑化活動に資するとともに、知識の普及に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、みどりの<u>保護</u>と緑化の推進に必要な技術的指導及び助言をすることができる。</p> <p><u>(市の木)</u></p> <p><b>第4条</b> 市の木は、「<u>イチョウ</u>」とする。 (保存樹木の指定)</p> <p><b>第5条</b> 同 左 (指定の解除)</p> <p><b>第6条</b> 同 左 (所有者の変更等の場合の届出)</p> <p><b>第7条</b> 同 左 (緑化強調運動)</p> <p><b>第8条</b> 市長は、<u>みどり豊かな住みよい環境づくりのため</u>、毎年緑化強調月間を定め、<u>緑化推進のため</u>各種行事を行うものとする。 (助成)</p> <p><b>第9条</b> 市長は、みどりの<u>保護と緑化推進</u>のため、次の各号に掲げる事項について、予算の範囲内で必要な助成をすることができる。 (1)～(3) 同 左 (委任)</p> <p><b>第10条</b> 同 左</p>